

総行行第 1 4 4 号
総行市第 4 3 号
令和 8 年 3 月 3 1 日

各都道府県総務部長 } 殿
各指定都市総務局長 }

総務省自治行政局行政課長
総務省自治行政局市町村課長
(公 印 省 略)

地方自治法等に基づく事務手続における旧氏の取扱いについて（通知）

行政手続等における旧氏使用については、女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025 においても、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むこととされています。これを受けて、内閣府男女共同参画局から、各省庁に対し、旧氏使用の拡大推進に向けた取組について依頼が行われているところです。

総務省では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他関係法令に規定する申請、届出、署名等における旧氏の記載の運用上の取扱いについて、「地方自治法及び関係法令に基づく事務手続における旧氏の取扱いについて」（令和 2 年 12 月 28 日付け総行行第 330 号・総行市第 108 号）により通知しているところです。今般、これ以降の制度改正等を踏まえ、これまで通知した手続以外の手続について、下記のとおり通知します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 別紙 1 の事務手続については、戸籍簿に記載又は記録がされている氏名に代えて旧氏及び名によることも差し支えないこと。
- 2 別紙 2 の事務手続については、戸籍簿に記載又は記録がされている氏名を記載した上であれば、旧氏を付記することも差し支えないこと。

なお、別紙 1 の規定を準用する規定による事務手続については、別紙 1 の取扱いによる。